

【労務】「特定求職者雇用開発助成金(三年以内既卒者等採用定着コース)」が創設

特定求職者雇用開発助成金(三年以内既卒者等採用定着コース)は、学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大および採用・定着を図ることを目的としたもので、既卒者等が応募可能な新卒求人への申込みまたは募集を行い、既卒者等を新規学卒で初めて採用後、一定期間定着させた事業主に対して支給されるものです。

■ 特定求職者雇用開発助成金の概要

当該助成金は、平成 31 年 3 月 31 日までに募集等を行い、平成 31 年 4 月 30 日までに対象者を雇入れた事業主が対象となっています。

◎ 主な支給要件

【既卒者等コース】

- (1)既卒者・中退者が応募可能な新卒求人(※1)への申込みまたは募集を行い、当該求人・募集に応募した既卒者・中退者の通常の労働者(※2)として雇用したこと
(少なくとも卒業または中退後 3 年以内の者が応募可能であることが必要)
- (2)これまで既卒者等を新卒で雇入れたことがないこと

【高校中退者コース】

- (1)高校中退者が応募可能な高卒求人への申込みまたは募集を行い、当該求人・募集に応募した高校中退者を通常の労働者として雇用したこと(少なくとも中退後 3 年以内の者が応募可であることが必要)
- (2)これまで高校中退者を高卒で雇入れたことがないこと

※1 新卒求人とは、学校(小学校及び幼稚園を除く。)等に、卒業または修了することが見込まれる者(学校卒業見込者等)であることを条件とした求人を行います。なお、高校中退者が応募可能な高卒求人は除く。

※2 通常の労働者とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者(役員を除く)に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいう。

◎ 助成金の支給額

対象者を雇い入れて一定の要件を満たした場合に、企業区分、対象者及び定着期間に応じ各コース 1 名を上限として、下表の支給額を支給。

企業区分	対象者 (助成金コース名)	1年 定着後	2年 定着後	3年 定着後
中小企業	既卒者等コース	50万円(※)	10万円	10万円
	高校中退者コース	60万円(※)	10万円	10万円
それ以外の企業	既卒者等コース	35万円(※)	-	-
	高校中退者コース	40万円(※)	-	-

※若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)の場合、いずれも 10 万円が加算。

参照ホームページ[厚生労働省] <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158397.html>